

◎新潟県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年7月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 北蒲原郡聖籠町大字蓮野4718番地 新保 信一

退任年月日 令和6年7月3日